

第3回「知的障がい者の明日を考える議員連盟」
第4回「知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会」
合同会議 議事録

【日 時】平成31年4月11日（木）14時00分～16時30分

【場 所】衆議院第二議員会館 地下1階 第1会議室

【出席者】別紙・出席者名簿参照

【議事録】以下、敬称略

【その他】衆議院本会議延長のため議連は15時～16時で開催。

本議事録17～39頁目が議員連盟。

○川野邦仁（高村正彦秘書）

こんにちは。本来、14時から議連を開催する予定でしたが、本日衆議院の本会議が午後1時55分まで開催されることになりました。

本日朝10時頃に本会議の延長が決まってしまうして、国会議員の先生方は本会議終了後に来ることになります。

官僚の人達も、本会議が終わるまでは来られない人が多いと思います。

国会議員も官僚の人達も忙しい方ですから、今ここにいる皆様方が考えてらっしゃること、こういう問題を抱えているんだということを、先に出していただきたい。共通点があればどうしたらいいかを、まとめて国会議員に訴えかけようと、そういった形式で進めさせていただこうと思っております。

それでは、会長さんご挨拶をお願いします。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

知的障がい者の抱える諸問題と明日へつながる政策を考える会、勉強会の責任者の足高でございます。

皆さんにはこうして集まっていただきましたが、川野さんが話していただいた状況です。衆議院本会議が1時間延長ということになります。

なにはともあれ、ハッキリ言ってあんま時間がないでしょ。

質問とかもある程度まとめていかないと、また官僚さんの答弁も曖昧で長くなってしまいますので、取りまとめていきたいと思っております。

まずは、最初の問題提起として、大川総裁に少しお話をさせていただきたいと思っております。

大川さんは、大川興業というお笑いグループを主催されて、劇団活動もずっと続けられています。そして、同時に日本全国で色々な諸問題があったら、そこへ

実際行って覗きに行って支援を行っています。

実際に現場でボランティア活動しながら、現場の行政職員とかの采配や担当の振り方が悪いから話が前に行かない状況を、一生懸命コーディネートして前に進めようとしている人です。そういう前提で話を聞いてみてください。

○大川豊（大川興業総裁）

いつもこの勉強会に参加させていただいている大川興業総裁の大川豊と申します。

今日お配りさせていただいている資料の中で、一番最後にカラーの写真が入っております。

実は、ロサンゼルス郊外にサンマルディーノという福祉施設がある場所がありまして、皆さんもちょっと時間が過ぎてしまってお忘れになっているかもしれません。

サンマルディーノという福祉施設、知的障がい者施設で実は銃撃事件があって大変多くの方たちが亡くなったという事件がありました。

私は元々、ロサンゼルスで日系会社を応援したり、日本の方との橋渡しとかをやっております、その関係でサンマルディーノの事件現場に行かせていただきました。

事件当時は、犯人は形式的には外部の職員だったのですが、実質はほぼ身内の人間だったということがありまして、FBIも含めて厳戒体制で警備にあたり、被害者の身内であってもお花などを受け付けられない状況でした。

柵の郷を利用される障がい者さんの中に英語ができる方がいて、その方もサンマルディーノの事件を大変心配されたということもあり、利用者さんたちで千羽鶴や英語のお手紙を書いてもらって現地にお届けしました。

事件当時は千羽鶴でさえ受け入れられない状況でしたが、事件からほぼ3年が経過し、現地の施設職員や利用者の皆さんもやっと立ち直っていく状況が出来まして、施設内に祈りの場所が出来上がりました。

実は事件があった施設は、周辺地域の方の日常的な利用もあったので、施設を取り壊すことなく、自分たちが事件を受け入れて強くなれば良いとの考えのもと、事件現場を修繕して祈り場所を作りました。祈り場は、まだ机とかイスが整然と並んでカルフォルニア州の州旗が立っているだけの状態で、まだまだ誰も使用していない状況なんですけど、ようやくその状態までこぎつけました。

是非、皆様の施設の方で、何か祈りのものを渡したいとかお送りしたいというものがもしございましたら私が橋渡しなどをさせていただければと思っておりますので、お声がけを頂ければと思っております。

長々となりましたけれども、こんな形で私は世界とも含めて交流しておりま

すので、ヨーロッパの方の知的障がい者施設などの現場も知っております。

この会には遠くから参加されている方もいらっしゃると思いますので、勉強会ではなかなか発言できなかつたとか、他にもこういった問題点もあるんだけどうちの施設はこういう良いところがあったとか、是非お話をいただければ私の方で取材やインタビューに行かせていただきます。

足高代表も今後はホームページを作って、皆さんの声を直接世論に訴えかけることもしていく予定です。

会が終わった後、私は最後まで残りますので、もしお時間がある方がいましたらお声がけいただいて、現場の問題点とか良かった話とか是非聞かしていただければと思っております。

また、九州、北海道、熊本の復興支援でも現場会議などをしておりますので、ぜひともお声かけいただければ意見交換をさせていただきます。

長々とありがとうございました。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

一つ教えて欲しいんですけど、北欧の話。

私らが良く聞かされているのは、「福祉先進地域のスウェーデン、フィンランドといったモデルに追いつかんあかん。」という風な理念。例えば、「福祉は地域に全部移行していく必要がある。」といった話。こう言った話は結構されている。

地域移行といった理念は、北欧では 70 年代から 80 年代にされていた話であって、90 年代以降の北欧のスウェーデンモデルは変わってきているといった話もされています。現実に現場に行かれた感想として、どのような状態ですか？

○大川豊（大川興業総裁）

移民の問題が今北欧 3 国でも大変大きくなっています。下手をするとスウェーデン語やフィンランド語が通じない地域も出てきている状況があります。

北欧 3 国と日本ではあまりにも人口構成が違うので、(外国人労働者やスウェーデンモデルを) そのまま日本に取り入れるのは無理があると思います。

また、実は知的障がい者の定義の部分で、基準となる IQ 数値がかなり違ってきます。北欧の(基準での)軽度の知的障害の方には、職業訓練などを行って出来るだけ社会に、地域に返しませうというということなんです。

日本の場合ですと、本当重度障がい者の方をなるべく地域に戻そうとしています。でも北欧では、どちらかというと、重度障害の方は重度障がい者支援の専門のプロに任せているという現状があります。

今の北欧 3 国を見ると、移民が多すぎて、障がい者を「地域」に戻そうという

問題以上のことが起きています。

スウェーデンモデル自体は崩壊しつつありますね。移民の問題も含めて対応が追いつかないと思います。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

どうもありがとうございます。

今、スウェーデン国内では、スウェーデン民主党が増えてきている。スウェーデン民主党は極右政党ともいわれていますが、そういった政党が増加して福祉の方向性も変わってきている。

更に「地域」と言ってコミュニティをベースにしてやろうという国もありますが、それも色々政策が変わってきているとも聞いています。

今後、そういった現場の実情も教えて下さい。

○大川豊（大川興業総裁）

現場の実情をお伝えさせていただければと思います。

ありがとうございました。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

ありがとうございました。

○川野邦仁（高村正彦秘書）

私も4年位前、障がい者施設を見に行ったことがあります。

何カ所か行きましたが、実際に見に行くと、テレビで報道されている様な内容と全く違います。

私が訪問した施設は、前日ぐらいに綺麗にしたんだなというのが如実にわかりました。施設側としても、綺麗な場所しか案内出来ない。

そういう感じを私は受けました。ただ、私が訪問した施設が露骨に悪かったとかではそういうわけではないと思う。

だけど、日本が遅れてるというのは、皆さんか感じている通りだと思います。

今皆さんが考えてらっしゃる問題点。その問題点を、日本でどうするかということ勉強会で考えたいと思います。

そういう面では、大川さんはどこでも行って、何でも知ってらっしゃいますから。終わった後で声かけてください。

それと、この会が始まる前に、時間がなかったら喋れないので私に喋らせていただけないでしょうか、とお話いただいた方、どちらでしょうか。

○小口チャ（社会福祉法人ひろがり 理事）

すいません。もしかしたら 国会議員さんたちの話が長くなったりして、手を挙げても当たらなかったら凄く悲しいなっていうことで、一応考えて文章にして書いてきました。

せっかくなのでよろしいでしょうか。7点ほどあるんですけど手短にいきます。

1点目が療育手帳。

東京でいうと愛の手帳。この交付のボーダーラインが各地域によって決められており、身障手帳のように基準が統一されていません。そのため、地域によって手帳が交付される、されない基準に差が出ています。千葉県の場合は、療育手帳という名称ですが、この手帳の交付基準を全国统一にして欲しいと思っております。

2点目が障がい者の生活保障。

生活の安全が確保されている状態の人数は、施設入所の11万人と勉強会のプリントの中に書かれていました。しかし、障害者年金でグループホームを利用した場合の生活保障が十分されていません。

例えば、施設入所の場合は、足りない部分は補足給付という制度があり、障がい者の手元に25,000円が残るようになっていきます。しかし、グループホームの場合には、補足給付がありません。

今現在、うちの方の施設の中でも重度の知的障がい者故にオムツを利用しなければいけない利用者さんがいます。でもその人はグループホームを利用して、結局障害者年金しかもらえないので、グループホームでの生活に必要な費用を支払っていたらオムツさえ買う事が大変です。

この部分に関しても、入所施設とグループホームの格差をどうにかしてもらえないかというお願いです。

3点目がグループホームの世話人のレベルを上げて欲しいということ。

現在のグループホームでは、従事する職員、私たちは世話人と呼んでいますが、この世話人のレベルを上げて欲しい。報酬単価もグループホームは低いために人材確保が難しいということなので、この世話人さんをなんとか専門職の位置づけにして（報酬も上げて）もらえないだろうか、という風に思っております。

4番目が知的障がい者の入院治療におけるヘルパー派遣制度。

知的障がい者が入院する時には、点滴抜いたりして危険行為があるということで、病院の方から付き添いを求められます。付添いができない場合は入院は出来ないと言われる、でもこのままだったら死んでしまうっていう場面を私も経験しています。しかし、親も衰えてくるので、連日長時間の付添いは現実的に無理なんです。

現在の制度では、そういう場合の支援制度っていう部分ありません。

知的障がい者自身の特性、個性を理解したヘルパー派遣制度を整備していただきたい。今、私が一番心配してるのはこの部分です。

具体的には、昔でいう家政婦さん派遣的なのをきちっと制度化し、ヘルパーさんをセーブできるような形に変えていただけたらと思っております。

5番目が人材確保に対する支援制度。

人材確保の部分では、各事業所は集めるのにかなり苦勞していて、広告等載せてお金をかけて募集してるのが現状です。この部分に関しても、加算なりを付けていただきたい。ニュース等で盛んに外国人労働者の導入というお話はされていますけれども、より人材確保の点に力を入れていただいて、引き続き、福祉の充実につなげていただけたらなと思っております。

最期に、重度訪問介護、重度障がい者包括支援サービスは、そのサービスを利用するにあたってかなりの条件があります。身体障がい者の人は簡単に利用できるんですけど、重度知的障がい者の場合には、行動援護指標で何点以上なければいけないとかっていう基準があって、結局は利用ができないのが現状です。

この部分に関してもやはり、重度の知的障がい者であれば、区分5や6であれば簡単に利用できる制度を作っていただきたい。

以上です。ありがとうございました。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

ありがとうございます。今お話しいただいた内容、私も同意します。

ただ、もっといえば医療の問題を話されたけど、生死の境にある重度障がい者を受け入れる病院自体がないですよ。だから根本的には、付き添いつけるどころか、病院が受け入れないというのが一番大きい問題ですやん。

施設を運営していて、利用者さんが病気になって何が一番困るか。引き受けてくれる病院がないこと。

だから、県立病院とか公立病院があつたら、公的機関である彼らに義務的に引き受けさせる程度のことには行政当局できるはずだろうと、奈良県の福祉部長に行ったことがある。福祉部長は、医者にそんな怖いことよう言いませんと逃げましたけど。

だからそういうことは、制度としてきちっと確立してももらわないとどうしようもない。それをひっくるめて後で代議士の前で言うて下さい。

○川野邦仁（高村正彦秘書）

はい。ありがとうございました。

今情報が入ったのですが、参議院は、本会議が早く終わるようです。

木村会長は 15 時 30 分過ぎにはお見えになられる予定です。

三原事務局長は 15 時 45 分過ぎぐらいにはお見えになる予定になっております。他の参議院の先生方は選挙がありますのでね。自分の地方選挙を足腰をしつかりしなくちゃいけないから、少なくなるかもしれません。

ただ衆議院の先生方は、本会議に全員出席されていますので、本会議が終了し次第、来ると思います。引き続きどんどんご意見出しておいていただければ。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

利用者の虐待問題に関してですが、（厚労省が）最近 31 年 3 月に出した資料に、平成 29 年度の施設利用者の内、虐待の通報があったのは 2374 件で、それを虐待だと確認したのが 464 件でした。

その差は約 1800 件あるわけですよ。この差について、私は虐待隠しが非常に横行しているんじゃないかと思っています。

酷い話で恐縮なんですけど、今から 3 年前に高崎市ののぞみの園で虐待が行われているのではないかという話がありました。

その事件っていうのは、女性の職員が利用者を殴った状況を、男性職員が目撃していたが、上司にその件を報告したら上司が握りつぶしたと。

そして暫く経ったらまた女性が障がい者を殴ったんで、今度は握りつぶされないように高崎市に通報した。その後、高崎市が電話か何かでのぞみの園の理事長や問題の女性職員と何か話したらいいんですが、その後 3 カ月位で女性職員が退職されているんですよ。

女性職員が退職してから 3 か月ぐらい経った頃、高崎市の権利擁護センターがのぞみの園の内部調査を行ったところ、別に虐待は見受けられなかったと。それで話は終わらず、次は今度は第 3 者委員会が中に入って調べたら、また虐待の事実は確認できなかったという報告書になりました。

虐待した本人を退職させておいて何を調査するんだと。私は、第 3 者委員会のメンバーである弁護士のところに行って、「虐待隠しに権利擁護センターや第 3 者委員会が加担したんじゃないか？」と問い詰めたんです。そしたらその弁護士は、私に「実はその通りだ」と述べて虐待隠しを認めたんですよ。

私はこの約 1800 人近い数字っていうのは、調査の内容が公表されていないからわからないけども、全国で虐待隠しが行われているんじゃないかと思う。

虐待隠しが起こらないように、第 3 者委員会などの機関を虐待隠しに利用されないような仕組みを考えて欲しい。

今から 15 年ほど前に、アメリカのイリノエ州での障がい者問題勉強会に出席した際、アメリカの司法関係者は 51% の疑いがあれば処分しますっていう話を聞きました。

日本では 51%どころか 90%の疑いがあっても虐待隠しの方向に走ってしまうということもあって、私は制度をきちんと作ってもらわないと、日本には虐待防止法がありますよってだけで終わってしまうような気がするんです。

是非力を入れてこの問題を取り組んでもらいたいと思うんですけど、以上です。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

ご意見拝聴しました。非常に難しい問題だと思います。

今お話しされたのぞみの園、国立施設ですよ。虐待事件に関しては千葉県の県の施設でも障がい者を殺しましたね。そういうような話いろいろあります。

ただ、同時に施設を運営していても、虐待の定義について、どこからどこまでが虐待かが分かりにくい。障がい者さん同士を扱う、お預かりしてる以上、他の障がい者の安全のことも考える必要があって、静止させなあかん場合もある。

そういったと部分の明確な定義を今入ってこられた方々（厚労省）に出していただきたい。

国や県の施設っていうのは施設職員もお役人さんですから、やること荒いっていうのは実態としてでている話。民間人と民間経営では、はっきりいって施設で虐待があったら潰れますよ。あとでまた質問してください。

○川野邦仁（高村正彦秘書）

木村会長がお見えになりました。大変お忙しいところありがとうございます。官僚の方々もお見えになられています。

今の虐待の件に関してですが、実際にですね。検察や警察が捜査をするには令状がいるんですが、県庁が行う場合にはいらないんですよ。そういった点でも非常に問題がある。

こういう問題があるのは我々も十分認識しております。

今日お見えになった先生方や官僚の方々も理解されていると思います。だからしっかり聞いていただけると思います。

木村会長お願い致します。

○参議院議員 木村義雄

皆さんこんにちは。ようこそお越しいただきました。

現在、衆議院本会議が伸びておりまして、衆議院の先生方がまだお越しになっていませんので、私の方から最初に始めさせて頂きたいと思います。

会を重ねるごとに様々な意見を頂戴しております。これからもより一層議論を煮詰めさせて頂きたい。

私共が一番気にしているのは、障がい者の方々の所得保障をまず確保する。それともう一つは、親亡きあとの終の棲家をこれからどうしていくか。このようなお話をさせていただいているところでございます。

最近だと、親の元気も失われつつある現状では、親亡きあとじゃ困るという意見も出てきています。

いずれにしましても、ハンディを持った方々でも安心して暮らしていくことができる制度について、国の責任においてしっかりと取り組んでいくことが私は大事だと思っておる次第でございます。

その様な思いで、この会で議論を進めて参りたいと思っっている次第でございます。今日も皆さん方から忌憚のないご意見を頂戴したいと思っております。

それではどうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○参議院議員 今井絵理子

参議院議員の今井絵理子と申します。

私の息子は、知的ではなくて聴覚の障害を持っています。

ですが、皆さんと同じ当事者の母であり、そして皆さんと同じ思いを持っております。やはり今後の日本において、障がい者の高齢化が進む中で障害のある方々が、この日本で安心して生活できるよう雇用環境に声を取り組むようにできるにはどうあるべきかということ、当事者の皆さん、施設の方々、関係者の皆さんの声を大きくしていただきたいと思っております。

少しでもお役に立てるように頑張っ参りたいと思います。どうかよろしく願いします。(拍手)

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

厚生労働省の方々にマイクを回させていただいて、自己紹介をお願いしてもいいですか？宜しく願いします。

○橋本泰宏（厚労省障害保健福祉部長）

厚生労働省障害保健福祉部長の橋本です。

本日は宜しく願いいたします。

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

厚生労働省障害保健福祉部企画課長の内山です。

宜しく願いします。

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

厚生労働省障害福祉課長の源河と申します。

どうぞ宜しくお願いいたします。

○大西友弘（厚労省年金局総務課長）

厚生労働省年金局総務課長の大西と申します。

宜しくお願いいたします。

○吉（文科省総合政策教育局、※三好課長の代理）

文部科学省総合政策教育局の吉と申します。宜しくお願いします。

○佐々木邦彦（文科省初等中等教育局特別支援教育課企画官）

文部科学省特別支援教育課の佐々木と申します。宜しくお願いします。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

木村会長、つい先日に厚労省さんの方から事前質問に対する回答書が出てきていたと思いますので、皆さんに目を通していただいて分からない部分のご説明を厚労省の方をお願いしたいなと思います。

（議題 2 より議事を開始）

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

すいません、座ったまま失礼させていただいて、回答を読み上げさせていただきました。議題 2 でございますのでお手元、確認いただければと思います。

今まで 1 番目として終の棲家についてとしてご質問いただいておりますが、私どもとしても障がい者の重度化と高齢化というのは重要なテーマだと認識しております。また昨年度から実施されている平成 30 年度の報酬改定では、グループホーム利用者の重度化、高齢化に対応するために、昼夜を通じて職員を配置して利用者の支援を行う日中サービス支援型というグループホームの類型を創設したところでございます。

また医療的ケアが必要な利用者への看護を提供する看護職員も、常勤換算で 1 名以上配置することを評価する看護職員配置加算を創設しております。これらの新たな仕組みの活用のご検討お願い出来ればと思います。

なお、サービス基盤の整備についてですが、市町村および都道府県が地域に居住する障害のある方の意見を聞きつつ、それぞれの地域の実情を把握したうえでサービスの必要量を見込んだ障害福祉計画に基づいて整備を行っております。

て、今後とも利用者のニーズに即した居住支援が行えるよう尽力してまいりたいと考えております。

○大西友弘（厚労省年金局総務課長）

続きまして、所得保障について大西の方からご説明致します。

障害のある方の収入の確保、負担への配慮というのが重要な課題であると認識しているということでございます。

現行では、障害年金、特別障がい者手当の支給、一般就労への移行支援、就労定着支援などに関しまして、今後もきちんと推進していきたいという風に考えております。

今般の新しい方法、新しい話といたしましては、二つ目のところにありますが、障害基礎年金を受給してる方々に付きまして、消費税率の引き上げに合わせて「年金生活者支援給付金」という新しい給付が支給されることになっております。障害等級 1 級の方に該当される方には月額 6250 円、障害等級 2 級に該当される方には月額 5000 円、従来の障害基礎年金に上乗せして支給されることになっておまして、障害基礎年金ということも相まって、今まで以上に所得保障を手厚くしてまいりたいと考えております。

なお、障害福祉サービス等につきましては、低所得者の利用者負担の軽減が行われているということは、ご存じとは思いますが念のため申し上げます。

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

次に議題 2 の『1.（2）の知的障がい者の定義について』でございますが、障害者総合支援法及び知的障害者福祉法の対象となる方々について、精神薄弱者福祉法制定の際の経緯から、全国統一的な判断基準を示していないところでございます。

また、ICD-10 のお話が出ましたけれども、ICD-10 は国際的な統計基準としての分類でございまして、IQ70 という基準が ICD-10 には載っているということでございまして、療育手帳の判断基準として適切かどうかについては十分な議論が必要かと思っております。

なお、療育手帳の発行につきましては、各自治体で基準を定めていると伺っておりますが、平成 30 年度に実施しました調査研究の中で各自治体の判定基準の現状と課題を把握している最中でございます。今取りまとめ中ですので、これを把握したうえで引き続きその在り方について報告して参りたいと思っております。

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

続きまして、寄付のお話でございますが、寄付自体は禁止するものではありませんが、前回も前々回も厚労省から申しあげましたように、入所時にお金を積まないといけない、入所の対価として寄付を強要するようなことはあってはならないという風に考えております。

これも繰り返しとなって恐縮ですが、具体的な状況としてあるのであればもう少し詳細に教えて頂ければと思います。また、皆様方の研究所の方でもこの関係調査されて具体的な案件として結果が出ましたら厚生労働省にも共有していただければと思います。

続きまして、4ページの話でございますが、4ページの2.（1）につきましては、1ページ目の項目1.（1）と同じ回答になるので割愛させていただきます。

続きましてお捲りいただきまして5ページの（2）でございます。

5ページの（2）の回答でございますが、現在の社会保障制度は、保険優先の考え方が原則となっております。障害福祉制度と介護保険制度の案件については、障害福祉サービスにかかる費用が公費で賄われている為、同様のサービスを保険制度である介護保険サービスにより利用できる場合は、まずは介護保険サービスを利用していただくことになっております。

一方で障害福祉サービスを利用していた方が65歳になって介護保険サービスを受ける場合であってもサービスの支給量が介護保険サービスのみでは、確保することができない場合、障害福祉サービス固有のものと認められるサービスを受ける場合は、障害福祉サービスを引き続き受けることが可能でありまして、市町村が認める場合も引き続きグループホームを利用することが可能であります。

障害者総合支援法において、障がい者支援施設等に入所する場合には、従前から居住していた市町村が支給決定及び費用負担することになっておりまして施設設置市町村の負担を軽減しているところです。

お捲りいただきまして、6ページの「日中サービス支援型グループホームに対する指定留保について」でございますが、様々な課題を解決するために設けられた新たな制度この日中サービス支援型グループホームを円滑に施行することは重要な問題と私どもも認識しております。

このために日中サービス支援型グループホームについては施行前から、

- ①施行準備を円滑に進めるため、指定に係る留意点を整理した事務連絡を都道府県等に配布
- ②障害保健福祉関係主管課長会議において、事業者の指定や管内事業者等への周知等、円滑な施行に向けた準備を進めるよう、都道府県等に依頼

を実施しております。

日中サービス支援型グループホームは、平成 30 年 10 月の時点で 22 都道府県において 45 事業所が運営されていることから、今後も障害保健福祉関係主管課長会議等において施行状況を周知し、日中サービス支援型グループホームの施行促進に努めてまいりたいと考えております。

お捲りいただきまして、7 ページの夜勤職員の話でございますが、これはこの度ご指摘いただいた通り、グループホームの人員配置基準においては、夜間帯の職員配置を必須としていない為配置した場合は、加算で評価する仕組みとなっております。このため、障害福祉サービス基準上、夜間帯の勤務時間については、常勤換算として参入できず、届け出上の分類は常勤ではなく、非常勤となる仕組みとなっております。前回の会議のときに、ご指摘のあった有給休暇等に不合理がある点については、平成 19 年度の Q&A を基に各自治体が判断していると考えられる為、雇用条件が同一であるにもかかわらず、夜勤の有無によって取り扱いが異なることが無いよう Q&A の見直しを早急に検討いたします。

というのを前回の 2 月に回答させていただいて 3 月 29 日に私どもの事務連絡で見直した内容を配布しております。

※【補足】

障害福祉サービス等報酬に関する Q&A (平成 31 年 3 月 29 日付)

7 ページのその下、(4) の就労継続支援 B 型と個人評価の問題ですが、障害のある方に対する支援に長く従事してきた就労支援継続支援 B 型事業所の支援員などが企業に対して価格交渉を行うことは、業務の一環であったとしても、馴れない件もおありになるということも推察しております。

このような実態も踏まえつつ、県外に企業へ営業を行うなど工賃向上の取り組みを行う職員を配置していただいた場合には、報酬上加算として評価しております。

事業者の中にはこのような職員を配置し、この職員に営業先、企業内の仕事を切り出して作業分配を通じて障害のある方の特性や能力に応じた仕事を受注している事例、施設外就労として請負で働くことで工賃向上と共に利用者のやりがいを高め利用率を高めるなどの事例などもあったと承知しております。

現在、国においてはこうした実事例を整理しているところで、今後事業者の皆様や自治体職員に対して実事例に基づく工賃向上を図るポイントなどをお示しするなど全国の事業所の工賃向上に引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

これが 2 月の時点での答えでしたが、実事例を整理しておりますのでもう少ししたら皆様の方にもお示しできると思います。

(4) の②でございますが、就労支援移行支援の利用者獲得の問題でございま

す。就労移行支援事業所における利用者や移行先企業の確保については、各授業所のご苦労とご工夫のもとでそれぞれ取り組んでいることと承知しております。

例えば、企業訪問、障害のある方の仕事を切り出すと共に、多くの実習先や施設外就労先を確保しつつ障害のある方の特性や能力に応じたジョブマッチングをしっかりと行うことで高い一般就労率と職場定着率を上げ、安定して利用者を確保している事業所などもございます。

現在厚労省において、こうした事例を抽出し、多くの一般就労者を出し各職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取り組み内容を整理するとともに、こうした実績のある事業所における利用者確保の状況なども調査しているところでありまして、この調査の結果を踏まえて必要な対応を検討して参りたいと考えております。

事業所の方々に対しては、今後示せる事例などの取り組みも参考にさせていただいて引き続き、障害のある方の一般就労と定着に向けた支援をしていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○参議院議員 木村義雄

厚労省の報告を聞いて皆様方からもご意見いただく訳ですけども、私がちょっと気になったところは何カ所かありまして、3ページの国際統計基準としてのICD-10が定めるIQ70という基準が適切かどうかは十分な議論が必要だと言って言っていて、あとは各自治体で任せますって話なんだけど、これは何を今更言ってるのって感じがするんだけど、

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

すいません、補足足らずで。

ICD-10の方は、まさに国際基準といいますか、国際的な統計を取るときの基準として定めているものであります。

一方で療育手帳というのは、本来はご案内の通り障害福祉サービス等を受けられるかどうかというのを基準にしているものでありますので、障害福祉サービスを受ける方の対象としてどういう方が適切かどうかというのを議論しなければいけないということです。

ICD-10とは目的が異なりますからそこは、基準が異なるかと思えます。

もう1つの論点は、（療育手帳の交付基準が）各自治体で異なっているというところがございます。これは長年異なってきたところがございますけども、3頁目の（2）3で書いてありましたように30年度、31年度と研究させていただいて、どのぐらい異なっているかというところを少し明らかにさせていただ

きたいところで対応を検討したいと思っております。

○参議院議員 木村義雄

障がい者雇用の問題で、雇用総数の 2.2～2.5%程度は障がい者を雇っていないと一人につき雇ってなければ 5 万円の罰金が科されてしまいます。けど、政府含めて官公庁が何千人と法定基準を満たしてなかった。

だから（障がい者雇用のために）一斉に人事院試験があったんです。その試験で、3 障害に対して同じ問題を出したんですよ。

要するには、身体障害、精神障害、知的障害、3 障害ありますが、全員に同じ問題出した。その時に不思議なのが、（当然に）合格した人数は知的障がい者が少なかったんですけども、その数少ない合格した知的障がい者の方はどういう人たちだったのっていうと、どうも発達障害を入れているらしいと。

こういうことがあったんだけど、いったい人事委員でなにやってんのと。なんでも平等だって言って、平等の取り方は好き勝手やって良いのか？と。こう言ったら人事院はぐうの音もでなくて。いっそのこと試験やり直したら？って私は言ったんですけれどもね。

結局、政府の障がい者の雇用率の話が出た時に、障害特性に合わせた試験制度っていうのを考えてなかったんですね。

もちろん、これから考えるということになったんですが、その時に知的障がい者で合格者が出たっていうのがどうもおかしいと思ったら、それは知的障害じゃなくて発達障害の方だったっていうね。

これはいったいどうなってるのと。障害保健福祉部としてはこういう事態があったって知ってる？

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

すみません。詳細は承知しておりませんが、知的障がい者の方で何名かの方が合格されたっていうことは私も聞いています。

○参議院議員 木村義雄

それは不思議に思わなかった？

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

今先生がおっしゃったように詳しくは研究の中で実態の把握をさせていただきますが、私が知る限りにおきましても、自治体によっては発達障害と知的障害を併せ持っている場合に知的障害の程度については軽い程度まで含めて、療育手帳の対象にしているケースがあるということは承知しております。

○参議院議員 木村義雄

いずれにしても、政府のやることの中には、一般の常識でみれば訳が分からない平等主義を語ってるところもあるので、障害の特性に応じた形にしていきたいと考えています。

当然のことなのですが、こうした事例がありましたのでちょっとご報告をさせていただいている次第であります。

それとですね。今回の中で、介護保険優先のこれは、これだけ問題が出ていて障害保険福祉部としては、あくまでも介護保険のほうに障がい者の方をもっていこうとするわけ？

そこは現時点ではどういう方針にしているの？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

ご質問いただきましてありがとうございます。

そういう意図ではなく、5ページの（2）2のところ、「一方で…」っていう風にかかせていただいております。

それぞれ色々な方がいらっしゃいますので、個別に見た上でこの方が65歳になったときに介護保険サービスでその人に必要なサービスが確保できるものがあるとか、今の介護保険サービスにはないサービスをお使いになっていらっしゃる場合もありますので、個別に判断させていただいております。

○参議院議員 木村義雄

そこでじゃあ5の（2）の1の解答の『現在の社会保障制度は「保険優先の考え方」が原則となっております』となっているけど、これどういう回答だったの？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

社会制度改革の時、社会保障全体を勘案した際に自助・共助・公助という考え方が基本となっております、まずは自助で、それができない場合には共助で、それで駄目なら公助でということを一一般原則とさせていただいております。

○参議院議員 木村義雄

法律として介護保険優先っていうのは書いてないんだろ？

書いてあるの？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

私どもの解釈としては、今の障害者総合支援法7条を保険優先の原則を定め

た根拠規定と理解しております。

○参議院議員 木村義雄

7条って何？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

後ほど回答します。申し訳ありません。

○参議院議員 木村義雄

我々が目指す方向は、先行き不透明なものに幽霊船に乗るわけにはいきませんからね。訳のわからない介護保険優先にして、そもそも介護保険だってどういう方向へ行くか全く分からないのに。

特定の障がい者分野に関してはあくまでも国がちゃんと責任を負う、という方向性はしっかりとこれを最大の原則としていきたいなど我々は考えています。

<議員連盟開会>

○参議院議員 三原じゅん子

それでは、定刻となりましたので始めさせていただきますと思います。

第3回知的障がい者の明日を考える議員連盟そして第4回知的障がい者を抱える諸問題と明日へつながる政策を考える会、合同会議を始めさせていただきますと思います。

まず、冒頭ですが、開会前に会長の相沢英之先生が4月4日にご逝去されたことをご報告をさせていただきますと思います。皆様方、是非ご一緒に黙祷を捧げて頂いてもよろしいでしょうか。

恐れ入ります。黙祷。

（黙祷 30秒）

ありがとうございます。ました。

それでは、開会させていただきますと思います。

自由民主党前副総裁であり顧問の高村正彦先生にご挨拶をお願いしたいと存じます。お願いいたします。

○高村正彦（自民党前副総裁）

皆さんこんにちは。

私の挨拶はいつも馬鹿の一つ覚えではありますが、足高さんをはじめ皆様方、知的障がい者の抱える問題や現場を知り尽くした方たちが集まって議論するとい

うことは、大変素晴らしいことだと思っております。

福祉の問題はもちろん理念も大切であります、現場・現実を離れて理念だけ先行すると現実が見えなくなることもあります。

現場を知った方たちが問題の解決に向け、しっかり答えを出していただけるのがこの会だと思っておりますので、期待をしているところであります。

どうかよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

高村先生、どうもありがとうございました。

同じく顧問の野田毅先生にご挨拶をいただきたいところですが、先生がご到着次第のご挨拶とさせていただきたいと思っております。

さっそく議事に入らせていただきます。

議事の第1であります、障がい者施設への現地視察に関する結果報告でございます。

議員連盟のワーキンググループによってですね。3月27日に葛飾区と千葉県内の2つの法人への現地視察が実施されました。

視察の結果報告を秋元司座長にお願いをしてもよろしいですか。

お手元の資料の中で右上に【議題1】と記された資料が視察の結果報告レポートとなっております。

ワーキンググループの座長であります、秋元司先生にご報告をお願いしますので宜しくお願い致します。

○衆議院議員 秋元司

秋本司でございます。

今日は本当に皆様方ご苦勞様でございます。

今お話がありましたように、先般、我々はワーキングチームのメンバーで就労移行支援事業所すずかぜさん、生活介護事業所の上総さん、更に木更津市の新規事業計画地の3カ所の現地視察をさせていただきました。

簡単にご報告、ならびにご紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、就労移行支援事業すずかぜですが、我々が現場を見させたいいただいた感覚としては、非常に施設の運営に体制はしっかりやってらっしゃるという思いでございます。またそれぞれ、障がい者の皆さんに対するケアも職員皆さんが真摯かつ真面目に取り組んでらっしゃるという印象を全体としては受けさせていただいた所でございます。

しかしながら、こういった事業所を運営する際、現場の声としてお聞きしましたのが、現在の就労系のサービスの報酬の算定構造っていうのは、どうしても

「障がい者の取捨選択に繋がる。」といった傾向があるということでございました。

(事業者側が) 一般企業への就職が可能な程度に能力が高い障がい者を、結果的には取捨選択することになり、これが重度の障がい者が就労サービスをなかなか受けることができずに行き場が失ってしまう。そういった声もあったということを紹介させていただきます。

※補足説明

現在の就労系サービスの報酬基準は、事業所で稼いだ平均工賃額により変動する。能力の高い障がい者が利用者として多ければ多い程、作業効率も上昇し平均工賃も増加するため、結果的に重度障がい者は就労系サービスの利用者として好まれないことになる。

また、これは自治体ごとに色々あるかと思いますが、サービス受給者証の発行が遅れていることがあります。

我々が今回お邪魔した葛飾区においては、サービス受給者証の発行に数か月程度もかかってしまうこともあって、何故そういった日程がかかってしまうんだという、相談支援事業所の供給不足とか莫大な業務負担が原因で、結果的に受給者証の発行まで数か月かかる実態があったということでございます。

現在のAIとかを駆使することで非常に簡略化できるケースがあることを、我々はやっぱり過去には見てきたこともございます。ですので、厚労省が何かしらガイドラインを作る必要があると思います。

また、(相談支援事業で) 作成する必要書類等も、ある県においては1枚、2枚、ある県においては10枚もあるとかですね、色々バラバラでございますから、こういったものはやはりスリム化したほうが良いんじゃないかなと我々視察団としては、感想を持たせていただいたところでございます。

次に、生活介護事業所上総の件でございますが、千葉県での視察でございましたが、基本的にこの施設も我々が見た感じにおいては、全体として非常に施設を運営されている皆さんと障がい者の皆さんのコミュニティというものが、しっかり取られている、落ち着いた印象を受けました。

施設が行っているサービスというのも、今ある制度の中では精一杯行っていると理解させていただきました。

現場のみなさんとヒヤリングしたところ、現在の障害者総合支援法では行政が施設や障がい者に対して調査を実施する際、実は障がい者に対する配慮事項の記載がないこともあり、行政の人が調査をする際に場合によっては言葉が乱暴になってしまったり、言葉によって障がい者が妙に意識をしまってPTSDに陥ることが多々あるということでございました。こういったことも含めて、しっかりとした人権に配慮した規定を法整備の中で位置づける必要がある

と感じたところでございます。

全体的に思うのは、報告書にも記載させていただいておりますけども、この施設の場合は、いわゆるグループホームと生活介護棟が市道を挟んで隣同士であるわけでありまして。これは、本当は隣同士ですからスムーズに横に移動さえすれば、障がい者の皆さんの安全の確保ということにもつながっていくわけでありましてけども、どうしても各施設は独立をしてなくちゃいけない今のルールになっているがゆえに、あえて独立性を確保するために遠回りをして隣の施設に移動していかなくちゃいけない。これは非常に不合理な形になってるってことも実態を見させていただきました。

やっぱりこれは、福祉政策っていうのは、限られた予算の中でやりくりする現場でございますから、経済の合理性ってことも考えながらいかに運営していくかってことを司法・立法にも求めていかなくちゃいけないだろうと思います。

現在のこの制度は、国から地方自治体に対して運営を任せるというそういった意味で地方分権の進化した形といえば、進化した形なのでありましょう。しかし、それがゆえに抽象的に曖昧な解釈となっている部分があり、またそれが地方の都合の良いように解釈されてしまっていることもあります。結果的に障がい者の皆さんに対するサービスの向上につながらない、そういったところも多々見受けられるということもございます。

ですから、やはり国がある程度相当なガイドラインを示した中で色々な物事を進めていくことをしないと。地方は地方において1つの考え方なのかもしれませんが、しかしそれによって利用者へのサービスの不利益はあってはならないだろうと思います。また、何よりもやはり都道府県もそれぞれありますから、元気なところは力を入れるんでしょうけども、残念ながら力が入ってない自治体にとっては、サービスの低下につながっている。

そういったことも我々が現場で拝見した次第でございますので、是非今後の法整備の中で検討していくことが一つだと思います。

(野田毅先生 ご到着)

○参議院議員 三原じゅん子

すいません。

今、野田毅先生がご到着されましたので、一言ご挨拶をお願いします。

○衆議院議員 野田毅

ごめんなさい。議事に入っている途中であったかと思っております。遅れまして申し訳ありません。

木村会長をはじめ、先生方が一生懸命内容について進めていただいております。

しっかりと皆さんの現場の声を承って、今日は私どもと皆さんも一緒に勉強していただいていると思っています。そういう気持ちでしっかりと受け止めて対応をこれからも宜しくをお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子
ありがとうございます。

○衆議院議員 秋本司

最後に現場視察を踏まえたまとめとしてですね、【議題1】資料の8ページ目の「第6」に、今後の検討課題ということで7項目の記載を致しました。

まずは、現行制度のサービス内容が、知的障がい者の皆さんにとって本当の「終の棲家」になれるかどうかという点でございます。親が亡きあとに障がい者のみなさんの高齢化というものも進んでおりますから、その中で国が推進するグループホームだけで高齢かつ重度の知的障がい者の増加に今後耐えられるかという、非常にそのへんは疑問が残ることでございます。やはり我々としては10年後、20年後を見据えた終の棲家の具体的な内容について実態調査の検討をする必要があることをあえてご指摘をさせていただきたいと思えます。

2番目は、配慮規定の問題でございますから、先ほど申し上げた通りでございます。

3点目は、障がい者の皆さんの新たな雇用創出というものを検討していかなくちゃいけないことであります。

これは今現在の国が認定する知的障がい者の108万人とですね、国際統計上の知的障がい者数の280万人。ここに大きな差があるわけでございますから、色々な点を障がい者の定義で明確化しながらですね、障がい者雇用も今後は検討していかなくてはいけない。(280万-108万人の差分の)幅広い範囲にも障がい者手帳を交付するということも含めてやっていく必要があることを指摘をさせていただきたいと思えます。

4点目はさきほど申し上げたローカルルールの中でございます。やはり経済の合理性をしっかりと考えて検討していくべきだろうと報告させていただきたいと思えます。

以下は先ほど報告させていただいておりますので、報告書の内容をを参照いただきたいと思います。

私は公務で出なければならぬので、一緒に現場視察を行った青山先生もお越しでございますから、細かい現場のご質問等は青山先生にお願いさせていただきたいと思えます。宜しくお願いします。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それでは、今お話がございました、青山先生、補足等ございましたら、まずお願いします。

秋元先生ありがとうございました。(拍手)

○衆議院議員 青山周平

青山周平です。

秋山先生と丸半日ご一緒させていただきました。

今ご報告の中にほとんど集約されていると思いますが、現場視察した際の最初の就労支援のところでは、算定の仕方によって、障害の程度の軽い方達しか、もうサービスを利用できないない、入れないような状況が生じているというのはもの凄く認識をさせていただきました。

もう1つあとの柗の郷さん。千葉県に行った時は、ローカルルールということで、非合理的なグループホームとデイサービスがあってその間をわざわざ遠回りして行かなければいけない。現場で本当におかしいなというのは実感をして帰りました。

書いてある内容はこの通りだと思います。

埋もれている内容も無いと思いますので、現場を見て報告書に記載された内容を感じて参りました。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございました。

それでは国会議員の先生方、あるいは後ろの関係法人の方々みなさまがたの意見交換の時間とさせていただきたいと思います。

ご意見ご質問があるという方、挙手をいただきましたので、そちら女性から宜しくをお願いします。

○柴崎久美子（上総柗会会長）

柗の郷の保護者会の会長をやっている柴崎と申します。

施設関係者とか議員の方達とは違う視点からのお話なんですけど、今回このような施設の方を皆様に見学していただいて、色々なところを見ていただいたと思うんですが、できれば私たち保護者の声っていうのをこれから拾っていただけたらなと思います。

また私もこの勉強会に何回か出席させていただいて大変勉強になりまして、自分の殻に閉じこもってるだけでなく、いろんな考えがあるっていうのもわか

りました。

ですが、普通の他の保護者の方々、私はたまたま柗の郷にお世話になったということで、理事長の方からお声かけ頂いてこの会に出席させていただきましたが、他の施設の方々も多分ご利用されている方々でこういう会あるんだよって、こののを声掛けしたら出席したいっていう方もいるかもしれません。

施設は経営者側からの考えじゃなく、利用者側からの考えっていうのを聞いて行って頂くっていうのもこれから先の法整備の道筋にもなるんじゃないかなと思います。

あくまで私の個人の意見ですが、聞いていただけたらなと思います。すいません。ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

先程手を挙げていただいた方、お願いします。

○小口チャ（社会福祉法人ひろがり 理事）

私は法人の方の理事もやっています。そして子供も重度の障害を持っていますから保護者の立場でもあります。

その中で何点か日頃常々思っていて、自分も歳を取ってきたので、問題点を何点かをここで意見を申し上げたいと思います。

最初にまず、療育手帳交付のボーダーラインが各地域によって決められています。身障手帳のような基準が統一されていないため、地域によって療育手帳の場、重い、軽い、程度の内容が地域によってバラバラなので、使い勝手が悪いので統一してほしいということです。

2点目ですが、生活の安全が確保されている状態の人として、施設入所が11万人いると（勉強会で配布している）プリントに書いてありましたが、障害年金でグループホームを利用した場合の生活保障は十分にされていません。

例えば、施設入所の場合は、補足給付がありまして、（障がい者の）手元に2万5千円が残るようになっていきます。しかしグループホームの場合は、その給付がありません。その中でオムツを利用しなきゃいけない知的障がい者の方もいらして、その補足給付も無いために障害者年金の中でオムツも買わないといけない。そうなった場合、お金が無くて完全にどこかに遊びに行ったり、お出かけなんてことはまったくできない状態が現実なんです。

日中系の施設で、行事でどこか園外に出かけましょう、参加しますか？しませんか？と聞くと参加しませんっていう答えが出てくる。理由を聞くとお金がありません、ということです。やはり、入所施設のような補足給付をやっていたら

ないと、障がい者が安心して終の棲家で生きていくことは困難なのかなという風に思っています。

それから3点目、現在のグループホームで従事する職員は、世話人さんとしてのレベル（※補足 支援員に比べて支援スキルが低いという趣旨）なので、これを国の方で世話人の位置づけを専門職としてキチンとして欲しいなと思っています。そのことにより安心して支援を任せることができるんじゃないかなと思います。

（4点目）やはり、日中系サービスも報酬単価は低いですが、グループホームはそれに比べてもなお安いという風に思っていますので、ここのレベルをあげて欲しいなと思っています。

（5点目）それから、重度の知的障害の方が入院しなきゃいけない場合には、親御さんなり家族が必ず付き添いますね。付き添いが出来なかったら入院が無理になる。生死を彷徨う状態であっても、入院は断られちゃうんですね。

そういうことがないようにちゃんとして欲しい。病院側が言うのもわかるんですよ。今は、現実に看護婦さんも人手が足りないし、障がい者1名に24時間体制で看護婦一人当てるっていうのも難しいので。けれど、この部分に関しては、障がい者の親御さんも衰えて歳とってきて、病院で24時間付添いをするっていうのは難しくなります。

ですので、知的障がい児・者の特性、個性を理解したヘルパー派遣の制度をきちっと充実、整備していただきたい。絶対に実現して欲しいです。ここは特に今回出席させていただくのに力を入れたいところです。

（6点目）それからですね。安心して生活ができるようにするには、心ある人によってじゃないと、私たちの子供は支えられて幸せっていう風にはなりません。やはり各事業所が人材確保に力を入れ、国の方でも外国人入れてって労働環境を良くしましょうってことをうたっています。

この部分に関しても事業所では、かなり広告費をかけて求人募集を行っているんですね。求人募集に力を入れても、なお人材がなかなか見つからないんですけども、この部分に関しても、加算とお金をつけていただいて福祉の人材確保に繋げて欲しいなと思っています。

（7点目）それから重度訪問介護、重度障がい者包括支援サービスについてですが、このサービスは身体障がい者を伴ってる方々は、ほぼ利用条件に当てはまるようにはなっています。

しかし、重度の知的障がい者の場合は、行動援護の基準で一定以上の点数を取得しないとサービスを利用できないっていうのが現状なので、この部分についてももう少し緩和していただきたいと思います。

以上です。すいません。長々と。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。ありがとうございます。

ちょうど今沢山ご意見がでたんですが、これについてお答えをできる範囲で結構ですが、宜しく申し上げます。

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

ご意見ありがとうございました。

最初にでました療育手帳のお話ですけれども、先ほど少しお答えさせていただきましてけれども 30 年度、31 年度で各自治体の状況把握をするような形で努めております。

ですので、その結果を踏まえて、対応を検討させていただきたいと思っております。

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

沢山ご指摘いただきましてありがとうございます。

グループホームについていくつかご指摘をいただきましたが、グループホームは去年の 4 月に障がい者の方の重度化、高齢化に対応してということで、日中サービス支援型グループホームというものを新たに作ったところで、今徐々に事業所が増えつつあるところです。

そこにおいては、世話人の方と利用者の方との何対何っていう（配置）割合や報酬とかを見直しましたが、色々と今後も課題はあるかと思っておりますので、どの点がどういう状況にあるかというのは今後も見ていきたいと思っております。

それから、ご指摘いただきました、人材確保については、本当に安心して預けられて、安心して障がい者の方が利用できるよという点で、人材確保というのは、非常に重要だと考えております。本年 10 月から、介護分野の処遇改善を行うと同時に、障害福祉分野の処遇改善（加算）を行うこととしておりますので、この点等も、人材確保には寄与するするんじゃないかなと思っております。

重度の方の入院の問題でございますが、重度訪問介護を利用している方で、支援区分 6 以上で一定の要件を満たす方の場合には、入院中でも重度訪問介護を使えるようになるなど、一定の見直しを去年の 4 月から行っているところでございます。

昨年 4 月に報酬改定行いましたが、良かった点、悪かった点も色々あると思っていまして、その点は皆様方のご意見を踏まえながら、調査等も行いまして、次の報酬改定に向けて検討していきたいと考えております。

色々ご指摘いただきましてありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

(重度訪問介護を知的障がい者が利用する場合における行動援護基準の) 点数要件の緩和など、もう一度うかがえますか。

今お答えはできない…?

○源河真規子(厚労省障害保健福祉部障害福祉課長)

どのような方がどのようなサービスを使えるかというのも、常に検討を抱えてございますので、今後色々なご指摘を踏まえて検討していきたいと思えます。

○足高慶宣(障がい者福祉研究所 代表)

質問していいですか?

先程の方の質問と同じですけど、重病のとき、公立病院では、知的障がい者でも受け入れてくれんの?

我々施設経営者側としたら、何はともあれ病室確保、ベッド確保するのが凄く大切な問題になるけど、皆さんそうでしょ?

施設経営やってたら、病気の障がい者の病室を確保せんかったら、自分の施設で預かってる大事な命そのものが無くなってしまいますから。

患者が障がい者と言うと大抵の病院は、特に私の経験で一番逃げるのが公立病院。公立病院なのに一番逃げてる。

障がい者センターとかの医療系の大きな病院、3,4 か月先やったら病室が空いてるかもしれんけど、その間に患者は死んでますわ。

(厚労省は病院に) そういった指導してんの? してへんの?

医者はずっとあえず、目の前で死にかけてる人がいたら、医師法で診察せなあかんでしょ?

医者でなく病院やったらそれ拒否できるの?

民間病院やったらそこまで無理はいわへんけど、公費使っている公立病院が逃げまくってんのって指導できるんすか?

私、県の福祉部長に聞いたら、「お医者様にそんな怖いこと言えません」って言われて終わったけども。

○参議院議員 木村義雄

医師には応召義務があるのに、皆逃げられて困ってるの。

あなた達ちゃんと答えて。

○参議院議員 三原じゅん子

答えて下さい。

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

障害保険福祉部の所管を越えるところでありますけれども、一般論として、病院には応召義務というものがあるということと、あとすみません。公立病院は一般的には病院の規制と共に自治体が所管を持ちますので。

また、国立病院機構であれば独立行政法人になりますので、そういったところには、伝えていきたいと思います。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

いや、伝えていくではなく、現実、今日の話やで。

それをどうすんのって話や。

○内山博之（厚労省障害保健福祉部企画課長）

それは、私の担当外ですので。

○参議院議員 木村義雄

それは救急車呼んでるケース？

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

結局、最終的に救急車呼んで、ということになってますけど、慢性病やったらどうしようもないんで。

突然、癌の悪性腫瘍が発見されて、今日、明日という状況でもなければなかなか入院先を見つけられない。

○参議院議員 木村義雄

残念ながらですね、今の足高さんの話は障がい者だけの問題ではないんです。

今、普通の病院でも、普通の患者さんでも、そういうケースがしょっちゅうあるんです。

特に公的病院でもね、いわゆる県立中央病院だとか、なんとか市民病院だとかいう場合に、今そういうのが日常茶飯事。

基本的に医師の働き方改革も関係するし、看護師の仕事も関係するんですけど、例えば、朝の7時頃の時間帯っていうと、看護師の交代時間なんですよね。一番人のやりくりが少ない時に救急車を呼んでも病院が断るんです。どんどんとね。

地域によってはしっかりと、救急車が必ず 10 分以内にどこかの病院に送り届けます、というところもあれば、救急車は来てくれるけど 1 時間待っても受け入れる病院がなくてグルグルたらい回しにされるケースもある。この頃非常に多くなっています。

その最大の原因はなににかけていうと、要するには診療報酬なんですよ。

公的病院の中でも大きな病院は特に、高度急性期とか急性期の方をとって、さきほど今言ったように、(報酬の少ない)慢性期の方の患者とらないんです。ですから、救急車が来ても、慢性時に近い患者であれば平気で断るんです。

むしろ、変な話ですけど、民間病院の方がちゃんと患者を受け入れてくれるというケースが多くなってきているんです。

ただ、医師の働き方改革の問題で、医師を働かせすぎるのはけしからんって労働組合が、ガタガタ言って(勤務時間を)減らせ減らせてって言うてるでしょ。

基本的には、医師の残業時間って 2880 時間とか言われていて、非常に長い残業をしている人たちもいるんです。しかし、実際にそれは全体の 1 割ぐらいなんですよ。残る 8、9 割の医者は、残業なんかしないことが多い。

だからそういう非常に少数の 1 割ぐらいの医者で、今いった給料体制から含めて、様々な医療に対応しているケースがあるんです。そこはどうも、マスコミ的に言うと働きすぎてけしからんと、過労死だっていう話に直ぐ持って行っちゃう。けしからん、けしからんってマスコミキャンペーンする結果、結局はその最後のしわ寄せが患者さんにきているんです。

だからこれは、本当に残念なことなんですけれども、障がい者の方々だけに限らず、一般の健常者の方でもそういうような問題点が起こっているんで、今こういう問題を我々がしっかり取り組んでおります。

ただ、公的病院でそういう事態が起こった場合には、しっかり指導させますから。どんどん言ってきて下さい。

最近の公的な大病院は、急性期以外は受け入れないというのが非常に蔓延化しているんで、ここはしっかりとなんとかしていただいて、もちろんもっと民間病院にも頑張っていただかなきゃいけない。私はむしろもう少し活性化させるような方法を考えていきたい。

役所では、もう公的病院だけにしちやおうという動きもあるんですよ。でもそれじゃあ困るんで、民間病院をしっかり育てたい。

慢性期を抱えている人たちは、民間病院が圧倒的に多いんです。医療全般の問題なので、決して皆様方だけに限らないということだけお聞きいれをいただければと思います。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

実際に、県立病院で「(障がい者を) 入院させるのは OK やけど、させるんやったら日当 2 万円以上の付き添い費用を施設で全部払ってくれるなら OK」と、そこまで言われてますんで。

○参議院議員 木村義雄

それは知事がボロなんじゃないの？

あその知事は、ちょっと医療に関しては…※

千葉県の話？

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

いや、奈良の話です。

○参議院議員 木村義雄

奈良でしょ。奈良県の知事はね、変わってるんですよ。

診療報酬は普通 1 点 10 円なのに、奈良県は 9 円にしろって言って頑張っている変な知事なんだよなあ。

奈良県の事は奈良県で解決していただかないと。

○参議院議員 三原じゅん子

とりあえず、木原先生を先に。

○衆議院議員 木原稔

今回視察には行けませんでした。報告書を見させていただいてですね、今後の検討課題として、具体的にあがってきているものは、まさしく現場の課題だろうと思っております。

この件について私は、何点か回答できることがあれば、お伺いしたいなど、そういう印象を持っております。

たとえば、終の棲家なんかでは、いったい何をもって終の棲家というのかと。

これは、障がい者、知的障がい者の定義はないんでしょうけど、終の棲家とは（厚労省は）どういう風に思っているのか。

おそらく突き詰めていくと、憲法の 25 条の、健康的な文化的な最低限度の生活を追及して、人権にも配慮してっていうことになるんでしょうけど、そのあたりのところをもっと明確にしていくべきだろうと思います。

また、最後の相談支援事業所がボトルネックとなって福祉サービスを利用することができないというところですね。これも一体どうやったら解消するのか

ということ。何か役所からの指導なりできるのかどうか。

地方のローカルルール、今、木村先生が地方のことは地方のである程度もらわないといけないとおっしゃいましたが、やっぱりあまりにも不合理なこと、不条理なことは、国が指導するべきではないかなと思います。

こういう変なルールが地方にいっぱいあるんですよね。そういったことを行政から、国からしっかりと行っていただけないかと。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。では、どうぞ。

○山下三成（NPO 法人めぐみの）

色々今聞かせていただきました。ありがとうございます。

私が言うことは本末転倒になるかもしれないんですけど、一番大事なことは国が定めたことを、都道府県があり、市町村が行うわけですよ。

けれどもね、この市町村が、まるっきりずれています。

地方公務員の職務っていうことを忘れてませんか。

たしかに国は、市町村に異議申し立てできないのもわかります。

○参議院議員 木村義雄

いや、そんなことない。

○山下三成（NPO 法人めぐみの）

言っているんですか。でしたら（国は市町村に）大いに言うべきだと思います。

市町村はやっぱり職員たちにね、自分らの恥を感じさせないとダメですよ。

障害者施設って本来であれば企業と自治体の職員は一つではなくちやならんことですよ。

健康な人は、どの町でも住めるんです。もし、親の身体が弱ったらどこに行くのったら自治体に頼るんですよ。そしてやはり、子供が障害を得たときにどこに行くのってやっぱり自治体に頼るんですよ。

けれども、どこの自治体もキチンとした対応しますか？（出席されている）皆さん、事業やっておられる方、役所の対応って適当じゃないですか？

それから障害を持っている親御さんも、自治体に相談に行ったらリストだけポンッって投げられて「どうぞ探してください。」この有様ですよ。

現実にはね。今厚労省から耳触りのいい話を聞いています。けれども、答えのない言葉ですよ。

私も 15 年前から、何度も厚労省は何回か通いましたけどね。けれども、障害

施設に対する給付金の単価、厚労省の皆さんの給料の3分の1でいいよ。そのレベルに落とした形の中で考えてみてくださいよ。

この給付金の単価で今の障害施設の子供たちに 利用者の子たちにこれだけの物をサービス提供できますか。

難しいと思いますよ。はい。先ほどそちらのご婦人も発言されましたけどもね、障害者施設って悪いことする気だったら悪いことできるんですよ。

今回、保育園の方でも、それから障害施設でも、(経験年数の長い)職員に対する処遇改善ってのがやっと障害施設にも公にできました。これは嬉しいことです。今までの処遇改善なんて馬鹿にしているんじゃないですか?あんなもの必要ないくらいですよ。

もっと、もっと職員のレベルをアップさせて、悪さのできない環境を作ることにはできるんですよ。

処遇改善の仕組みのなかで、ちゃんと資格をとらせる、実績をもたせる、子供に対する(支援の)カウントをとらせる、そういう形をすればそんな不正なんてできません。

処遇改善っていう、あのものを見直すのであれば、やはり、福祉事業者もいろんな講習を受講することになります。

けれど、自治体が主催するサービス管理責任者になるための講習会、あれくらいナンセンスなものもないです。あれを受けてくると、若い子がねションボリして帰ってくるんですよ。

○参議院議員 木村義雄

どうということそれ。

○山下三成(NPO 法人めぐみの)

はい。

何と言いますか、悪い公務員制度教育してくるんだねえ…、頷く方沢山いますでしょ。ですから本当に利用者の為にどうしたらいいのってことなんです。

事業で儲けるとはいわない。けれど、我々最低限は儲けなかったら、生活できません。はっきり言って、慈善事業じゃありません。

職員を守ることが我々運営側の仕事なんです。そして、利用者に喜んでもらうことが我々の仕事なんです。それ以上にお父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんに泣いてもらうことなんです。

それが我々の仕事だってこと認識しているんです。それをね、自治体の職員も理解してもらわなきゃ困る訳です。

事業者と自治体を一体化すること。それと処遇改善を見直してもらいたいっ

てこと言いたいです。

これ以上言うと、的外れます。終わります。

○参議院議員 木村義雄

それはね、本当に一番肝心なとこなんですよ。

今はあまりにも市町村の職員がね、社会保障、特に介護保険や障がい者福祉に対する取り組み方が独善的になりすぎている。

威張りすぎというのが率直な感想。ですから、厚生労働省としてもしっかりとして地方自治とかなんとか言ってごまかされちゃだめよ。

地方自治って自治体が全て勝手にやれって話じゃないんだから。

ここは、ちゃんと一定の水準を決めてしっかりガイドライン設けてそれを自治体に守らせる。これは非常に大事なことなので、まずはこれ徹底しましょうよ。

特に介護保険と障がい者に対しては、あまりにも市町村が独自にやりすぎて本当に現場の方々のやる気をなくしたり、更には障がい者の方々を泣かしてしまうようなことの話が最近特に増えてきました。

介護保険の方にも言っておりますけど、例えば書類が多すぎるとかくだらないことで現場をいじめちゃって、結局そのおかげで、障がい者の方々へのサービスの質の低下をさせてしまっている。

さきほどいわれた本末転倒の話もでてきているところなんで、そこはしっかりなおしていきましょうよ。

それから相談支援事業でも、これも本末転倒な話だけど、問題が沢山生じているなら相談支援事業なんて無くしてしまうべきだし、相談支援事業が一部の人の利権構造になっているのもおかしいんで。

例えば、これは前から言っているけれど、障がい者の方々がもっと、(相談員の立場として) 相談支援事業に参加できるような形をとるべき。相談支援事業から障がい者の方々を排斥しようという動きもあるので、決してそういうことがあってはならない訳であります。

障がい者の所得保障とこも絡むんですけど、今の制度は実質的には現物給付なんですよ。

国が福祉サービスを提供して皆さん方に受けていただくということなんですけど、こうなったらある程度「現金給付」の考え方を入れていかなければいけないのかなと思います。要するに、家族給付、家庭給付、現金給付の分を障害福祉サービスや介護保険サービスに入れていかなきゃいけないかなと、こういう問題も当然出てくるわけでありまして。

ここは、障がい者との所得保障とのある意味、裏表の点もありますけれども、少しの障がい者の所得保障に資するようにしないと。家族の方々が在宅支援を

しても、外付けのサービスを利用すればその人に報酬が出るのに、自分が同じことをしても、全然収入がないわけでしょう？

その辺りも財務省なんかがケチなこと言っていて、全国的に施設から在宅へと言っているのはそういう本末転倒な話なんです。

私は、やっぱりこれからは、障害福祉サービス、介護保険サービスにおいて現金給付のことも、しっかりと検討していかなきゃいけないという具合に思っております。現実にはドイツなんかは、現金給付と福祉サービスの提供とをハイブリッドにしている。こういう実例もあるわけでありまして。

それからさきほどお話ありましたけども、グループホームかなんかでローカルルールによって建ちにくい、建設しにくいとか、周辺地域の同意をとってこいとか無理難題を、さっき言った自治体などが要求してくる。皆さん方がせっかく事業に取り組もうと思っても、役所の方がブレーキかけてるようなケースが沢山多いんで、そういう問題点をしっかりとこれから詰めて、そういうことがないようにサービスをより一層しっかりと充実していただけるようにそして、取り組んでいる方々にやる気が生じるようにする必要があると、このように思っております。

それから、前に去年の話だったんですけども、人工透析をしてる方々が、特例処置で平均工賃の算定基礎額から「除外できる」というところがあって、「できる」んだから、市町村がまた勝手に判断して「除外しなくてもいいのか」というようなことがあったと思います。

これ Q&A を見直すと言っていたけど、直したの？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）
直しました。

○参議院議員 木村義雄
いつ？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）
日付今思い出しますけど、
先生に言われてすぐに対応させていただきました。

○参議院議員 木村義雄
ちゃんとその通知新しい通知に直したところも見せてちょうだいよ。
いずれにしても、ここで、取り組んだ話は、しっかり最後まで回答出すようにしていただきたい。

もうやったからいいだろっていうんじゃないくて、報告もしっかりとしていた
だきたいと思うところであります。

○参議院議員 三原じゅん子

木原先生のさきほどご質問にお答えいただけますか？

○源河真規子（厚労省障害保健福祉部障害福祉課長）

ご質問頂きましてありがとうございます。

終の棲家として何をイメージするかというのは、皆様で違うと思うのですが、
私どもと致しましては、「住み慣れた地域でずうっと高齢化した後も暮らし続け
ていけるようにということ」を念頭において昨年度も報酬改定も行わせていた
だいたところでは。

この為、昨年整備したものとしては、さきほど申し上げた日中支援型グループ
ホームの新たな枠を作り出したり、あるいは、地域生活支援拠点という形の整
備を行ったりしております。

それから、相談支援事業の話、前回も今回も沢山顶戴いたしました。前回頂戴
した例は、静岡県の場合だったかと思いますが、お調べしたところ、相談支援事業
所数は、静岡県においても平成24年の51事業所から、30年度には185事業所
となっておりまして、マクロの数で見ると全国的に見て決して足りないとか不
足しているということはないんだと思います。

ただ、地域、個別の地域によって、もしかしたら不足しているところがあるの
かもしれないという風に思っております。

相談支援事業所の報酬が十分ではない。というご指摘がございましたが、相談
支援関係の報酬につきましては、昨年度の報酬改定の時にかなり見直しており
まして、事業所によっては、収支の点でもものすごく改善したというようなご指摘
も頂いてるところでございます。

ただ、上手くいかずに赤字だというようなご意見もございますので、そういつ
た場合には、自治体やあるいは県のそういった支援協会などにご相談いただけ
るとどのようにしたらいいかというのがわかるのではないかなという風に思っ
ております。

それから、木村先生から、相談支援事業の関係で障害当事者を（相談員から）
排除しないようにご指摘がございましたがその点につきましては、木村先生か
ら前々からご指摘いただいているところでもございまして、障害当事者の方もち
ゃんと相談支援の研修が受けられるように合理的配慮が実際にされるようにと
いうことを私共としても進めていくところでございます。

以上です。

○参議院議員 木村義雄

今、その中でね、終の棲家でグループホームの話がでたじゃない。

今の施設運営基準があまりローカルルールでバラバラになってるんで、しっかりと全国的な統一基準を作ってやらないと、また皆さんからご指摘いただくようになるからそこはちゃんとしっかりやってくださいね。

それと、いい土地があってもグループホームが建設できないとか、周辺地域の同意を求められたり、場合によっては建物の階数まで指定されたりとか、なんか参入障壁みたいにしてる自治体もあるから。そういうことが生じないようにちゃんと統一基準を作って「これさえ満たしていればできますよ」という形にしていかないと。

市町村が気に入る気に入らないで、施設が出来るか出来ないかが決まるようでは困るので、その辺りは是非していただきたいと思います。

○参議院議員 三原じゅん子

はい。それでは松下先生。

○参議院議員 松下新平

参議院議員の松下新平です。

実は昨日、木村義雄先生の勉強会でお話いただいて、今日入会を致しました。

色々とお話を伺いまして、私もずっと県庁職員から県議会、国会議と取り組んでまいりました。

自民党には、最高意思決定機関の総務会というのがありまして、メンバーである木村先生が会長なので、これは自民党の法案は木村先生の了解がないと通らないということです。

今後、木村会長支えて、しっかり私も参加して参りたいと思います。

宜しくお願い致します。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

自見先生、一言お願いします。

○参議院議員 自見はなこ

参議院議員の自見はなこと申します。

木村先生をはじめとした大勢の先生方にご指導いただきながら2年8か月前に当選をさせていただき、現在参議院の厚労委員会に所属をしております。

設立総会の時にお目にかかった方ばかりかと思えますけれども、私小児科の医師でございます。

赤ちゃんが生まれる前から障害のある場合は、小児科と一緒に診て、そして生まれ育っていくところで小児科がよく 16 歳までなのかとか、20 歳までなのかとか言われるんですけど、障害のあるお子さんに関しては、痙攣、てんかん発作とか色々ございますので、多くの場合は小児科が亡くなるまで診ています。

特に重心（重度心身障害）の方もそうでありまして、知的の方もそうでありましてけれども、今我々が一番心を痛めている問題は、私も医師なのであまり感傷的になってはいけないとは思いますが、やはり親亡き後の問題ということが一番大きい問題だと思っております。

お子さんが昔はですね、医療の発達がなかった時代は大体 30 代手前で亡くなっていたことが多かったものですから、産み育てた親御さんがしっかりとある意味お見送りしてから自分も死ぬと。こういう状態だったんですが、今は医療の発達に伴いまして、大変素晴らしいことなのですが、長生きできるようになりました。

癌は本来中年以降の病気でありまして、小児科はもともと、癌を診るのが苦手でありました。しかし、今の時代に伴って私たち障害のあるお子さんを診る小児科ドクターは、がん、成人の癌を診るようになってきたというぐらい障がい者の方型の寿命が延びてきています。

その中で障害があるお子さんの親亡き後ということに関しては、死んでも死ねないという思いを多くの親御さんが持っていて、兄弟もそれを支える構造があるわけでありましてけれども、兄弟にもそれぞれの家庭があって、物理的な限界という意味もあります。また、その大変やはり一番心配なのは愛する家族でありますので、本当に手厚く見てもらっているのか、虐待を含めたことのような環境になっていないのかということ、本当に大きな関心事項であります。

この分野に関して、木村先生が制度の専門家でございますので、厚労省の隅々までよくご存知で、20 年前、30 年前からの歴史的経緯からよくご存じなので、私もしっかりと勉強させていただいております。

また、前回施設にお伺えなかったんですけども、実態調査を踏まえてこういった平均寿命が障害にかかる方々のでできているというところも踏まえて制度設計そのものを変えていく必要があると思っておりますので、引続き皆様からご意見いただいて我々もしっかりとお応えできるように頑張っていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

ずっと手挙げてくださってた私の正面の方。
すいません。遅くなりまして申し訳ございません。

○宮本信生（元外務省、キューバ・チェコ大使）

私は、世界で最も貧しいと言われていたキューバの大使をしておりました。
キューバ大使公邸の隣には身体障がい者のお子さんがたの施設でございまして、私の母がたまたま来ておりまして、彼女がクッキーを作って隣の施設へ一緒にお見舞いにいきました。

施設の中は非常に明るくて、なおかつ身体障害に応じた器具やおもちゃが配置されて、非常に感激し、その最後にはキューバの歌を歌って皆で送り出してくれたわけでございます。

このキューバという国は、非常に経済状態が悪い状態です。

しかし、さきほど足高代表が言われたように、入院したいけれど、することができないなんてことは絶対にはないんです。

キューバという国全体で医療を支えているわけでございます。

従いまして我々は、そういった問題を抱えるときにはすぐ、国費、予算といたしますけれども、キューバがなぜ経済状態が悪いにも関わらず、あれだけの施設をやっているのかを、公務員の方にもご視察いただければありがたいと思います。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

大変貴重なご意見頂きました。

平沢先生、一言ご挨拶よろしいでしょうか。

○衆議院議員 平沢勝栄

衆議院議員の平沢でございます。

本会議の後、法務委員会のほう、そちらの方に行ってまして、この大事な会議に遅れまして申し訳ございません。

この会は、自民党のいろんな方がおられます。木村義雄会長、そして三原じゅん子事務局長、これだけ強いコンビは自民党にはいません。

自民党にも色々な先生方がおられるわけで、そういった先生と一緒にお手伝いできるようにしっかりと頑張りますのでこれからも宜しくお願いします。

ありがとうございました。

○参議院議員 三原じゅん子

ありがとうございます。

時間の関係がありますのでまとめさせていただきますが、今回現地視察の報告や、福祉現場の意見からですね、国が全国的な福祉サービスの枠組みを定めたとしてもですね、実際の運用部分におきまして、各地方行政のローカルルールを許してしまえばこれは大きな問題を生じてしまうことが判明したのではないかと考えております。

例えば相談支援事業におきましても先ほどからお話出ておりますが、全国共通の制度であるにもかかわらず、自治体ごとに作成を求められる書類の量や内容が異なるなど、こういった今現在、現場で生じている問題を解決するためにもですね、厚労省は速やかに運用面における統一的な基準を作成するべきではないだろうかと言うことでご提案をさせていただきたいと思っております。

二つ目に、現地視察の報告によって、現行の障害者総合支援法の中でですね、障がい者の人権侵害の危険が生じているのであれば立法部の責務として速やかに改正案を打ち出していかなければならないとのご提案がございました。

今後のスケジュールとしてですね、5月に連休がございますので…5月の下旬から6月の月上旬まで、ここをめどにですね次回の議員連盟をまた開催いたしましてその中で、障害者総合支援法の改正案、これを現実に求められているついのすみかの内容など具体的にご提案をさせていただきたいと思っております。

いかがでしょうか皆様…？

会場（拍手大）

ありがとうございます。

時間がなかなかございませんので、これから超特急で木村先生が改正案の内容をまとめてくださるという事でございますので、ぜひ宜しくお願いしたいと思います。

それでは、とりあえずの終了時間が16時となっておりますので議連はここで終了させていただきますけれども、木村会長もうしばらく…だめですか、だめですね…今日はちょっとすいません。

衆議院の本会議が伸びてしまったということもありましたので、全体の時間としては、トータルとしてはお約束の時間が出来たと思っております。

と、同時に、今回は厚労省の方も沢山お越しいただきました。

どれだけこの議連が重要なものなのかをご認識いただけたのかなと言う風に受けとらせていただきますので、今後ともどうぞ宜しくお願いを申し上げたいと思っております。

本日は誠にみなさんありがとうございました。

会場（拍手）

＜議員連盟終了＞
各先生方・厚労省等 退室

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

皆様お疲れ様です。

たださっきも聞いていただいたように、役人に対して、こちらの方からもご意見を投げて、キャッチボールして役人にぶつけるというのは、何度も経験されている方でもあまりない話やと思います。

とりあえず、ここにおられる方で、ほとんど施設関係者だと思います。今後勉強会をどうしていくか、不合理なところへんをどうしようか、ということなんです…次、どうしていく？

はい、どうぞ。（手をあげた男性に指さす。）

○森公男（社会福祉法人白峰福祉会 理事長）

ローカルルールが話題になりました。

私の地元、市では、自立支援協議会が名ばかりで機能していません。

厚労省が、自立支援協議会の設置義務だけではなくて、「その内容をきちんと確認して市を指導する」ことこそがその地域の独自性を活かしながらのローカルルールに繋がるのではないかと思います。

今後は、自立支援協議会をキーワードにして話をしていくのもありかなと思いました。

○参議院議員 三原じゅん子

時間がなくてごめんなさいね。

ぜひ皆さん今度まとめて、…本当にみなさん時間がなくてごめんなさい。みなさん言いたいことが山のようにあったと思うんです。

そうした思いをですね、並べていただいて、ぜひ私たちのところに届けていただきますでしょうか。

同時にですね私たち改正案と言うことで急いで取りかかってまいります。

しかしながらあの、順序と言うものがあるのかと思っております。

今、緊急的にやらなきゃいけないことと、中期的、長期的に変えていかなきゃならない事、優先順位を考えながら行っていきたくて思っております。

是非皆様方の、皆様の意見はどんな順序でも構いませんので、私たちの中で考えさせていただきたいと思っておりますので、私は勉強会をずっと行っていきたくて

思っておりますので、そのためにも今日言いたいこと言えなくて残念だったなあで終わってしまうのではなくて、一つずつ皆さんの思いと言うのを一つずつでも、半歩ずつでも、少しでも前に進めて行けるような…議連としてこれからも頑張っただけですので、是非皆さんの意見を紙にでもまとめてきていただくとありがたいと思います。

どうぞ宜しくお願いいたします。ありがとうございました。

会場（拍手） 三原先生退室

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

あの前回も、終わるときに意見有ったらペーパーでお願いしますと言わせてもらいました。

あの、声を大きくして言うけど、次は5月の下旬から6月の上旬という急ぎの間隔でやってるわけで、そうすると、常識的に考えて、2週間や3週間前に届かんとそれ読めへんし、面白いと思ってプリントアウトするのも時間かかるやん。

ここで皆さんにきつく言うけど、おんぶ抱っこの話をされても仕方ない。

で、この間も言いましたけど、ざっくばらんな話、政策を変えようとおもたら自分とこの…自分達が動いて政策変えてもらわなしゃあない。

厚労委員会というところで話して、ちょっと法案かえようか…という話をしてもらわなあかん。

これ好き嫌いの話でなくてね。我々集まっているのは、何かをするために集まっているわけで、…制度変えて行かんと、自分の商売としてもどうにもならんやろ、先行き。

少なくとも（現状の問題点を）理解している方々が集まって来てるんやから、とりあえず自分のために、自分のために動いてもらいたい。

正直、人の為とかなんか言うのは話はおかしい。障がい者の方々ハッピーにさせるのが自分たちの仕事やから…ハッピーにさせるためにはどうするの？と言うことです。

制度を変えてかなあかん、という目的があります。

統一地方選挙の結果を見ると、次の選挙で自民党しんどいやろうと…自民党自身がおもてはる。そう思ってると言うことは、自民党に弱みがあるんやから、そこに僕ら頑張るぞ！と言うたら、値打ちあるやん。

あの、笑ろてるときちゃうねん。笑ろてる余裕やなくて、どうしますこれ？このままでは動けへんやろ？動かんくてよけりや今のままでよいんで、二度とここへはこんといてください。

別に私は啓蒙活動やってるわけではないんやから。

一緒に戦おうとしてる同志だけが必要なやから。それで嫌だ言う人は別に来ていただかんでもいい。

で、手っ取り早く言います。

自民党に対して、私ら（勉強会）に力貸しておくのが得策だと、思わさなどうしようもないですやん。

わかりやすく言うと、ここに座っていた木村義雄さんは、今度の7月に選挙です。参議院比例全国区。票は読めないんですよ。

世の中には沢山、圧力団体というか後援者グループありますわ。日本医師会なんかはそれに代表するものやけど、農協もそう。農協やったら50万票、日本医師会やったら前回取ったのが25万票。

そういう風に、票取ったら…医師の働き方改革かの問題も、根本的には医学部増やして、医者や沢山排出したら何とかなるやろうけど、もう40年以上、新設なんか一個も認められん。でも実際は新しい学部なんてあらへん。

それは、医者は頭数が増えたら医者が困ると医師会が言うてるから（自民党も医学部の新設を認めない）。

それくらい単純な話です。ここで木村義雄に何票集めるか、いうことはこれから（自民党にこの勉強会の意味を認めさせるにあたり）大きな話になっていく。今ここに60人の施設の方々が来てるとしたら、1人1000票集めても6万票になる。それくらいの数を集めて行ったら結果って出てくるやん。

木村義雄の基礎票は恐らく10万票くらい。それに6万足したら16万票になる。もっと皆が輪を広げてくれはったら、10万票しか取れないと思ってたのに20万票もでた。そうなったら自民党が「理由はなんや？例のあの勉強会の団体のおかげか？」と思ってくれる。

そうなったら、この勉強会が考える形に制度も変わるで。

普通はそういうことするのに、お金も積み上げることになるけど、この商売でぼろ儲けて本来はあらへんはずやから、無理な話をしてもしやあない。

だから別の形で頑張っていたきたい。

えっと…地区、これも組織ですから、一応入会申込書いてもうてるね？

まだ書いてない人は嫌でなければ書いて下さい。で、一応東京都か関東地区とかですな近畿地区とかブロック分け、べつに何のお得にもならんわけですが…やっぱり団体活動として、動いてかんと前進みませんし。

本当に思いますけど、何らかのもんを変えようとするなら、自分で努力せなしやあないんで、と今お話ししております。

メールでご意見、こういうところが問題点や言うご意見、提案したいというご意見下さい。まあ後は足高のこと嫌いやなど…幾らでもでも書いてくれはってもよろしい、と言うような話を求めています。

大川さんにも一緒に協力してもらって、ホームページも面白いの作りますから、そういうところにもどんどん参加していただきたい。

はっきり言って不合理な話ばかりやねんから、一般の人らに教えまくってもいいわけよ。それがパワーになるんやから、と今を今日は提案して終わりたいと思います。

なんかご意見有りますか？ある人ありましたら、今ええチャンスです。

○竹内桂子（上総柘会副会長）

柘の郷の保護者会で副会長している竹内でございます。

先日私は保護者と言う立場ではなく、（障害者の）姉妹と言うことで、全国兄弟会に参加してまいりました。

たまたまその時のテーマが親亡き後を考えるのテーマ…これとかぶりまして、行ってまいりました。

その講演なさった方は、ご両親を介護して看取られて、障害を持ったご兄弟を看取られたという方でした。

いろんなことをお話し伺いまして、やっぱり行政から手を差し伸べてもらうということがほとんどなかったと。自分で色々調べてみたけれども、どこにも引かからない。自分でやるしかないとおっしゃってました。

手を差し伸べられないで自分たちで支えていくとなると、今度は介護鬱になったそうです。それでも親御さんを看取られて兄弟を看取られて、やっと今落ち着いたとおっしゃっていましたが、現実にはそこまで兄弟が追い込まれている。まして男性の場合は実家を継いでいらっしゃるからまだいいのですが、女性の場合は嫁いでいるわけですから、それを一回実家に戻るとなるとなかなか難しい問題があるんじゃないかと思います。

そういう事も含めると、もっと行政がっていう声が、やっぱり質問の時でも行政がってありましたので、こういうのあるんですよとお話しなさいましたがそういうところでもいらっしゃるといことがほんとにおっきな問題だと思っていますので真剣に考えないといけないことだと思っております。

よろしく願いいたします。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

ありがとうございます。

何か他に意見ない？

無ければ、私が喋ったことに皆さん同意していただけると勝手に解釈して…三原先生が最後に話されたように、まずは法律のおかしい点を変えていこ。ほんで付け足すところは、付け足しさせようや。

そういう事を、秋の国会では本当に現実させるために、次、またその次頑張っていきたいと思います。いいですか？

会場（拍手大）

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

こんな話聞くと木村先生の選挙を頑張らなくちゃならないんだけど、代議士の先生にとっては福祉を一生懸命やると落ちてしまうっていうあるんですよ。

昔、一生懸命やって落とされて議員じゃなくなって、木村先生も衆議院だったけど、一生懸命やって落ちちゃって参議院になった。

私たちや全国の福祉関係者は、本当に自分の仕事が可愛かったら、（私たちを守ってくれる先生方のために）一生懸命にならなくちゃ大変なことになると思うんですよ。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

おっしゃっていただいたのはその通りです。

福祉関係者といっても、福祉業者に顔が利く有名先生が何回も落ちてはる。

障がい者の親やとか、事業者側にしても、議員が可哀そうなくらい、一票も票を集めへん。実際に親もなんもせえへん、というのが普通。

私、うちの親の会の人らには、いつも言うてて嫌われているけど、福祉とかなんか口空けて文句ゆうてたら、落ちてくるんかと。

制度を変えていくのは自分達や。だから本当に動いてみてほしい。

せやないと、はっきり言って、金儲けばかりに走る業者なんてなんぼだっているんやから。そんな業者が好むシステムを長くやったら、県庁の職員も楽になって、一緒になって楽しむことになる。

それでええねやったらそれでええよ。

でも現状を壊す、改善するというなら、あなた方が本気で走るかどうかにかかっている。すいません。マイク途中で停めて悪い。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

今回の選挙はね、木村さんをトップ当選させるぐらいのエネルギーで我々もやしないと、福祉制度改できないですよ。

それだけです。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

ありがとうございます。

さっきも（藤澤さんに）耳打ちしたけど、虐待の話でもなんでもできる話とできひん話があるから、もっとスタンダードが必要やと思う。

また、これ一般人すぐ騙される話やけど、職員配置で重度やから1対3、要するに、一人の従業員で3人抱える。

それはそれでええやろといっても、看護婦の問題でもそうやけど、1人の労働者の労働時間8時間ですよ。週に40時間しかおられへんねん。その人間で、本当に24時間常時1対3の支援をやるんだったら、休憩時間を含めて結局6倍ぐらいの人間がそこに必要になる。障がい者1人に支援員18人で対応させなあかん。

○藤澤敏孝（社会福祉法人三和会 理事長）

ちょっとよろしいですか。

今度の天皇即位の関係で、10連休がありますよね。

我々あれを10連休をそのまま喜んでいたら、本当に問題ですよ。

入所施設は職員を配置できなくなる。入所施設、通所施設なんかは、22日開所するのは、（報酬の面でも）大前提であるわけですから、開所するためには結局のところ土日以外は職員みんな出てこいっていう風にしなくちゃならない。

そういうことをやっているから、いい職員が集まってこない訳ですよ。

だから私は、全社協の障害福祉部に電話したんですよ。10連休は結構だけでも、我々に加算を付けてくれと。そして、その職員にプラスアルファをしたり配慮ができると。結局、何も返答はないんですけどね。

もし時間があったらその加算の話も続けて議題にしてください。

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

いやいや、あのもう本当に10連休そのまま適用したら、支援も経営も成り立たん話ですやん。

だから、本当にここで、問題点を掘り起こして、本当に変えなあかん話は変えな。結果だしていかなあかんので、その結果に結びつけられるよう皆さんが動くかどうか。それにかかっている。

ここで、皆が1000人集めても、今やったら6万票。

せやけど、友達、知り合い、同じ業者、ここへ集まってる人たち、全国の業者とか、隣に広げれば本当にパワーなるやん。

この勉強会でしてる話、どの施設でも本来は関係して困っている話をしていくわけでしょ？うちが儲かる又はあちらが儲かる、というような話をしてるわけやなくて、どこでも困る話をしてるんちゃう？

だから、話を皆に広げてほしい。それが続くように。

それで目の前で見ている、利用者、お子さん、ハッキリ言って何もせえへんかったら見捨てんのと一緒やから。

はい。もうそれ以上やめとこ。はい、お願いします。

○大川豊（大川興業総裁）

はい。どうも。すみません。

お時間だと思いますので、ちょっと恐喝みたいだった状況だと思いますので、話しづらい状況ですんで補足します。

別に今日は選対本部の話をしてる訳ではございませんので、みなさんの素晴らしい活動を僕が世に広めたいと本当に思っております。

熊本の復興支援に行った時も、実は、外出自由な知的障がい者施設がありました。それをやるために地域住民の理解を得るのに10年かかったと、そういったことも世間に伝えていきたいなと思っております。

今日時間がもうなくなってしまったのですが、青森からわざわざ来ていただいているとか、栃木県から来ていただいている施設の方とかいらっしゃるかと思っておりますので、もしよろしければ、私と名刺交換していただければ、現場に行かせていただきます。

例えば、鹿児島の大隅半島の電車もないところまで施設見学や理事長との意見交換もさせていただいています。

今の恫喝が行われた後では、とてもじゃないですけど、皆さん意見言いづらいと思っておりますので、気軽に私だと好きなことも生々しいこともあのおっさん怖いですねとか言えるじゃないですか。足高さん怖そうな人ですね。とかね。

好き勝手に意見を言える状況をでございますんで、私の場合、もしよろしければ、名刺交換していただいて、私が現場でご意見とか素晴らしい皆様の活動ぶりとかをホームページ上であげられるかと思っております。

宜しく申し上げます。皆さんお疲れ様でした。

会場（拍手）

○足高慶宣（障がい者福祉研究所 代表）

はい。ありがとうございます。

<勉強会 終了>